

42 - 03

審理終結通知の省略

1. 審理終結通知を省略できる場合

次の場合は、審理終結通知を省略しても、当事者にとって格別不利にならないものと考えられるので、審理終結通知を省略しても良い。

- (1) 拒絶査定不服の審判であって、請求が成り立つ場合。
- (2) 事件を原審に差し戻す（特§160、旧実§41、意§52、商§56、68）場合。
- (3) 補正の却下不服の審判であって、請求が成り立つ場合。
- (4) 訂正審判であって、請求が成り立つ場合。

2. 審理終結通知の省略が問題となる例

審理終結通知をせずにした審決の直前に、明細書等の補正、審判資料の補充などが行われていて、それらを審理の対象にしなかった結果、当事者の一方に不利益を与える場合。

この場合には、審決が違法とされることがあり得る。しかし、それは審理終結通知を怠ったためではなく、審理不尽のためである。^(注1)

3. 当事者系審判において、審決却下を行う場合（請求書の副本を被請求人に送達していないものも含めて）当事者双方へ審理終結通知を行う。

（注1）昭和41年（行ケ）184（昭46．3．23）参考審判決集（ ）p.25

（改訂中~~H19-12~~）

43 05

審判請求の一部取下げ

1. 審判請求の一部取下げというのは、審判の対象の一部を請求人の自由意思に基づいて撤回することで、たとえば、A・B 2個の発明に係る特許権の特許の無効を請求したのち、その一部A又はBについての請求を撤回するのがこれに当たる。

2. 審判請求の一部取下げの可否

(1) 特許（実用新案登録）請求の範囲に記載された2以上の請求項に係る特許（実用新案登録）無効審判の請求は、請求項ごとに取り下げることができる（特§155、実§41）。

しかし、特許（実用新案登録）請求の範囲に1請求項として記載されているものの一部（例1項中にA又はBと記載されている場合のAのみ）について取り下げることにはできない。

昭和62年12月31日以前の出願に係る特許については、特許請求の範囲に記載された2以上の発明に係る特許無効審判の請求は、発明ごとに取り下げることができるが、特許請求の範囲に1発明として記載されているものの一部（例1項中にA又はBと記載されている場合のAのみ、例実施態様項に記載されている事項）について取り下げることにはできない。

(2) 意匠登録無効審判については、一部取下げはできない。

(3) 商§46に規定する無効審判は、商§56で準用する特§155の規定により、指定商品、役務ごとに、その請求を取り下げることができる。

しかし、商§50、§51、§52の2、§53及び§53の2にそれぞれ規定する取消しの審判については、特§155の規定の準用がなく、請求の一部取下げはできない。

(4) 拒絶査定不服審判（特§121、意§46、商§44）、補正却下決定不服審判（意§47、商§45）、訂正審判（特§126）については、規定がないので、

それらの審判請求の一部を取り下げることにはできない。ただし、2以上の訂正事項について、一つの訂正審判が請求されている場合において、そのうちの一部の事項について削除を認めることがある（54-10の9(24)~~(a)~~c）。

3. 審判請求の一部取下げに際しての注意事項

取下げの要件、審判書記官及び審判官の手続は43 01及び43 02と同様であるが、ただ一部取下げの場合、取り下げた部分についての申立ての理由及び証拠は、特§153 の「当事者又は参加人が申し立てない理由」に該当することになる点、及び、取下げの場合も特§169 で費用の負担について「審判が審決によらないで終了するときは、審判による決定をもって、職権で定めなければならない。」との規定に注意する必要がある。

(改訂~~H19:12~~中)

45 03

当事者系審決の記載事項

1. 審決に記載すべき事項は、特 § 157（実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68）各号に規定されている。

その詳細及び記載にあたっての注意事項は次のとおりである。

また審決の末尾には審決をした合議体に属する審判官全員が記名押印しなければならない（特施則 § 50 の 10、意施則 § 19、商施則 § 22）

- (1) 審判の番号は 45 02 の 1 (1) に準じて記載するが、除斥又は忌避の審判の場合は単に審判と記載しないで、除斥審判又は忌避審判と表示する。
- (2) 当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所の表示については次による。

審決書における当事者などの表示（ 45 10）

代理人の記載不要の事例（ 45 11）

- (3) 審判事件の表示（特施則 § 46、様式 62、備考 3、意施則 § 14、様式 13、備考 5、商施則 § 14、様式 15、備考 1）

a 審判事件は、その権利の番号と事件の種類（無効、存続期間延長登録無効、訂正、取消、存続期間の更新無効の審判）とを表示し、審決する旨を記載する（訂正 様式第 1）。

b 事件の表示における権利の表示は、次のとおりに記載する。

特許第 号発明「 」

登録第 号実用新案「 」

登録第 号意匠「 」

登録第 号商標「 」

c 特許第 ○○○○ 号の外国語特許出願固有の理由に基づく特許無効審判事件については、そのとおり記載する。

- (4) 審決の結論及び理由

a 審決の結論（ 45 04）

(a) 当事者系審判の場合も査定系審判と同様に請求が不適法で却下される場合と、本案に入って審理された結果、請求が成り立たない場合と成立する場合とがあるので、その旨と審判費用の負担（ 47 01）について記載する。

ただし、請求が成立する場合は、その内容を具体的に記載する。（ 45 04）

(b) 特許、実用新案及び商標においては無効請求の一部を認める審決（全部無効の請求に対し、一部無効とする審決、一部無効の請求に対し、その一部の更にある部分についてのみ無効とする審決）をする場合がある。（文例）登録第〇〇〇〇号商標の登録は指定商品中「〇〇」につきこれを無効とする。

b 理由

当事者系審判においては、その権利内容の要旨認定が審理の前提となるほか、出願年月日、特許、又は登録の年月日の明確な認定が必要であるから、この点をまず明記する。

c 特許無効審判に訂正請求がある場合の審決

訂正を認める場合は、その旨を審決の結論中に記載し、訂正を認めない場合は、その旨を審決の結論中には記載せず、理由中で記載する。（ 51 07の2(2)）

(5) 審決の年月日

2. 審理を併合の上、審決をする場合の注意

(1) 併合した事件の審判番号は上下に並列して記載する。

(2) 審理の併合ができるのは当事者の双方又は一方が同一の場合であるから、その同一でない方の当事者の表示（ 1(2)）は当事者に頭記する「請求人」又は「被請求人」との記載の前に対応する事件番号を記入付加して、例えば「平成〇〇年審判第〇〇号の請求人」のように記載して列記する。

(3) 通常審決における前文中「次のとおり審決する」の前に「併合の上」を記入する。

なお、その権利が異なっている場合には、その権利の表示（ 1 . (3) b) を列記する。

(文例) 登録第〇〇〇〇号実用新案「 」
登録第××××号実用新案「 」

の登録を無効とする各審判事件について実用新案法第41条で準用する特許法第154条の規定によって、審理を併合の上、次のとおり審決する。

- (4) 審決の結論及び理由については、併合した事件に共通する事項は事件を特に表示しないで、併合しない場合と同様に記載し、併合した事件により異なる事項は、例えば（文例 1、2）のようにその事件又は対象物などを特示してそれぞれ記載することが必要である。なお、異なる部分が多い場合には審決の簡素化の意味は少なくなる。

（結論の表示 45-04 5.(3)）

(文例 1) 請求人は甲第 1 号ないし甲第 8 号証（ただし、平成〇〇年審判第〇〇〇号においては甲第 8 号証を欠き甲第 1 号ないし甲第 7 号証）を差し出しているが、……

(文例 2) なお、平成〇〇年審判第〇〇〇号の請求人は甲第〇号証を差し出して……と述べており、平成××年審判第×××号の請求人は……と述べて、証人尋問の申請をしているが、しかし……、

- (5) 審理を併合の上、審決をしたとしても、各事件で申立てられた全すべての理由について判断を示すことが必要である。

「本件審決は、別件審判 A 事件における無効理由の一つについてのみ認定判断し、審判 B 事件についても別件審判 C 事件についても、その取消理由につき何らの認定判断もしていないことは、審決書の記載自体から明らかであり、当事者間にも争いが無いところである。そうすると、本件審決中の審判 B 事件に係る部分に、判断遺脱の重大な違法があることは、明白である。」

（東高判平13（行ケ）79 参照）

（ 30-03 8 . ）

（改訂 ~~中~~ ~~17.7~~）

45 04

審決、決定の結論の表示方法

1. 審決、決定の結論の表示

審決、決定の結論というのは、事件の当事者の請求の趣旨、申立て又は申請に対してどんな範囲で容認又は排斥したかを示す審判の合議体又は審判長の判断の結果である。

審決、決定の結論の項には請求、申立てなどの不適法却下、請求の趣旨に応じその全部又は一部の容認又は排斥を簡単明りょうにしかも完全に記載し、それにより、その審決、決定の効力及び範囲が一見して明らかになるように記載する。

2. 審判における費用の負担の表示

(1) 特許（登録）無効審判（特§123、実§37、意§48、商§46、§68）又は商標登録の取消しの審判（商§50、§51、§52の2、§53、§53の2）に関する費用の負担については、当事者の申立ての有無にかかわらず職権をもって、どちらに負担すべきかを結論の項で明りょうに表示しなければならない。

（費用の負担 47 01）

(2) 拒絶査定不服審判（特§121、意§46、商§44、§68）補正却下決定不服審判（意§47、商§45、§68）商標登録異議の申立て（商§43の2）又は訂正審判（特§126）に関する費用は、請求人（申立人）の負担とすると法文上規定（特§169、意§52、商§43の14、§56、§68）されているので、結論に表示する必要がない。

(3) 参加許否の決定の際、参加申請に反対する意見により生じた費用の負担について結論の項に記載する（47 01の3(3)）。

3. 結論の表示方法の基本方針

- (1) 結論には請求の趣旨、申立て又は申請の範囲を越えた判断を表示してはならない。ただし、請求書の却下及び費用の負担についてはこの限りではない。
- (2) 当該事件の請求人の請求（申立て又は申請）を排斥する場合には、その請求（申立て又は申請）が成り立たない旨を表示し、容認する場合には請求の趣旨（申立て又は申請）を容認することを具体的に表示する。
- (3) 一部却下の場合には、一部却下、本案についての判断の結果、費用負担の順に併記する。
- (4) 結論は、他の必要記載事項と必ず分離し、かつ理由の項の直前に記載する。
- (5) 結論の更正について、特許法には審決の更正決定の規定はないが、判例は一貫して審決は更正できるとしている（ 45 06 1 ）。
- (6) 種々の場合の結論の表示方法（ 45 03 1 (4) ）

4. 特許無効審判の手続中に訂正請求がある場合の審決（ 45 03 1 (4)C , 51 - 07 2 (2) ）

5. 審決の結論の実例

(1) 請求却下の審決

a 全部却下

本件審判の請求を却下する。

審判費用は、請求人の負担とする。

b 一部却下（ (2) c (b)八 ）

(2) 本案審決

a 拒絶査定不服審判

(a) 成立

イ 原査定を取り消して自判する場合

「原査定を取り消す。」と記載して、以下自判審決の結論を次の文例に従って併記する。

(i) 一般の場合の文例

本願の発明（意匠、商標）は、特許（意匠登録、商標登録）をす

べきものとする。

- (ロ) 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願の場合の文例
登録第〇〇号商標の商標権の存続期間の更新登録をすべきものとする。
- (ハ) 防護標章の場合の文例
本願標章は、登録第〇〇号商標の防護標章として登録をすべきものとする。
- ロ 原査定を取り消し、差し戻す場合
原査定を取り消す。
本願は、更に審査に付すべきものとする。
- (b) 不成立
本件審判の請求は、成り立たない。
- b 意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判
- (a) 成立
原決定を取り消す。
- (b) 不成立
本件審判の請求は、成り立たない。
- c 特許（登録）無効審判
- (a) 通常の審判の場合
- イ 成立
（全部無効）
- (1) 特許第〇〇号~~発明の明細書の特許請求の範囲第1項ないし第3項~~
~~（請求項1ないし請求項3）~~に記載された発明についての特許を無効とする。審判費用は、被請求人の負担とする。
- (ロ) 登録第〇〇号実用新案（意匠、商標）の登録を無効とする。
審判費用は、被請求人の負担とする。
- （一部無効）
特許第〇〇号~~発明の明細書の特許請求の範囲第1項（請求項1）~~
に記載された発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

□ 不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

八 一部成立

- (イ) ~~特許第〇〇号発明の明細書の特許請求の範囲第1項(請求項1)~~に記載された発明についての特許を無効とする。

その余についての審判請求は、成り立たない。

(~~同特許請求の範囲第2項(請求項2)~~に記載された発明についての審判の請求は成り立たない。)

審判費用は、その二分の一を請求人の負担とし、二分の一を被請求人の負担とする。

- (ロ) 登録第〇〇号商標の指定商品(及び指定役務)中「××」についての商標登録を無効とする。

その余の指定商品(及び指定役務)についての審判請求は、成り立たない。

審判費用は、その二分の一を請求人の負担とし、二分の一を被請求人の負担とする。

(b) 特殊な場合

イ 共同審判

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、その三分の二を請求人甲の負担とし、三分の一を請求人乙の負担とする。

□ 参加人がある場合

- (イ) 請求人側に参加があつて、成立の場合、登録第〇〇号意匠の登録を無効とする。

審判費用及び参加により生じた費用は、被請求人の負担とする。

- (ロ) 請求人側に参加があつて、不成立の場合、本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は参加によって生じた費用を含めて、請求人及びその参加人の負担とする。

- (ハ) 被請求人側の参加があつて、成立の場合、
特許第〇〇号発明の特許を無効とする。

審判費用は、参加によって生じた費用を含めて被請求人及びその参加人の負担とする。

- (ニ) 被請求人側に参加があつて、不成立の場合
本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用及び参加によって生じた費用は、請求人の負担とする。

- 八 一部却下、一部~~認容容認~~の場合、

~~登録第 〇〇号商標の指定商品（及び指定役務）中「××」についての商標登録を無効とする。 〇〇~~

~~その余の指定商品（及び指定役務）についての審判の請求は却下する。 〇〇~~

~~審判費用は、〇〇〇〇の負担とする。 〇〇~~

~~特許第〇〇号発明の明細書の特許請求の範囲第1項（請求項1）に記載された発明についての特許を無効とする。 〇〇~~

~~特許第〇〇号発明の明細書の特許請求の範囲第2項（請求項2）に記載された発明についての審判の請求は却下する。 〇〇~~

~~審判費用は三分し、その 〇〇を請求人の負担とし、残部を被請求人の負担とする。 〇〇~~

~~（説明：上記審判の無効事由は第1項（請求項1）の発明については特公昭〇〇 〇〇〇〇号公報、第2項（請求項2）の発明については除斥期間を経過後、外国に頒布された刊行物を事由として請求している場合） 〇〇~~

- (c) 訂正請求を伴う特許無効審判の場合

上記(a)、(b)の特許無効審判について訂正を認める場合は、上記各結論の前に訂正を認容するとの結論を以下のように併記する。

例 .

イ 請求成立

(イ) 全すべての訂正事項を認容する場合

「訂正請求書に添付された明細書、特許請求の範囲又は図面のとおり、訂正することを認める。

~~特許〇〇号発明の明細書の特許請求の範囲第1項ないし第3項~~
~~（請求項1ないし請求項3）~~に記載された発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。」

(ロ) 一部訂正事項についてのみ認容する場合

「特許請求の範囲」についてする訂正のうち、請求項 に係る訂正及び請求項 を削除する訂正、並びに明細書についてする訂正のうち、段落【0021】ないし【0025】に係る訂正を認める。

特許第 号の請求項1ないし請求項3に記載された発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。」

ロ 請求不成立

訂正の拒否判断に関する記載については上記イと同様とする。

ハ 無効を申し立てられた請求項をすべて削除する訂正を認め、特許無効審判の請求を却下する場合は、以下のように記載する。

「特許請求の範囲についてする訂正のうち、請求項 ないし を削除する訂正を認める。

本件審判の請求を却下する。

審判費用は請求人の負担とする。」

(なお、費用負担は被請求人に一部又は全部を負担させる場合等もあり得る(特§169で準用する民訴§62、63、47-01)。)

d 商標登録の取消しの審判

(a) 成立

登録第〇〇号商標の登録を取り消す。

審判費用は、被請求人の負担とする。

(b) 不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

e 訂正審判

(a) 成立

特許第〇〇号の明細書~~を~~、特許請求の範囲及び図面~~を~~を本件審判請求書に添付された訂正明細書~~を~~、特許請求の範囲及び図面~~を~~のとおり訂正することを認める。

(b) 不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

(3) 審理併合した場合の審決

結論

無効200X-800001号審判事件

特許 号の特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

無効200X-800002号審判事件

特許 号の特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

無効200X-800003号審判事件

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

(4) 再審

(a) 審決却下

本件再審の請求を却下する。

(b) 本案審決

イ 成立

平成〇〇年審判第〇〇号事件につき平成〇年〇月〇日にした審決を取り消す。

(当該審判請求が成立する場合の審決の結論を併記する。)

ロ 不成立

本件再審の請求は、成り立たない。

(注)

判断遺脱、又は詐欺審決を事由とする再審請求で、その事由の有無が本案審理の結果はじめてわかる場合には、事由があれば(b)、なければ(a)の結論とする。費用の負担その他は当該審判の審決の結論に準ずる。

6. 決定の結論の実例

(1) 審判長による決定却下

- a 本件審判請求書を却下する。
- b 本件商標登録異議申立書を却下する。
- c 本件参加申請書を却下する。

(2) 審判による決定却下

本件商標登録異議の申立て（参加の申請、除斥の申立て、忌避の申立て）を却下する。

(3) 本案決定

a 参加許否の決定

(a) 成立

（例1）本件参加を許可する。（昭61審判17407号）

（例2）参加申請人が（被）請求人を補助するための本件参加を許可する。

（注）特148 又は の規定（実§41、意§52、商§56、§68）に基づいて参加の態様を表示しても良い。

(b) 不成立

参加申請人の申立ては、成り立たない。

参加の申立てによって生じた費用は、参加申請人の負担とする。

b 補正の却下の決定

平成〇年〇月〇日付けの手續補正を却下する。

(4) 証拠保全の決定

a 成立

イ 別紙記載事項につき証人の尋問をする。(平1証拠保全90001号)

ロ 本件につき鑑定人として、東京都文京区湯島1の9何某を指定する
(裁判例)。

ハ 相手方の事務所及び工場において検証、鑑定人の尋問をする(裁判例)。

b 一部成立

特許庁審判廷において、別紙記載事項について、証人尋問を行う。

その他の申出に係る証拠調べは行わない。

(昭37証保1号)

(5) 受継許否の決定

a 本件受継を許可する。

b 本件受継の申立ては、成り立たない。

(6) 除斥、忌避の決定

a 本件除斥(忌避)の申立ては、理由があるとする。

b 本件除斥(忌避)の申立ては、成り立たない。

7. 判定の結論の実例

(1) 却下

本件判定の請求を却下する。

(2) 本案判定

a ~~成立~~以下に判定の結論の文例を示す。

(a) (特・実) ~~イ~~号図面及びその説明書に示す 〇〇は、

~~〇〇は~~ 本件特許第〇〇号発明
〇〇は 本件登録第〇〇号考案の技術的範囲に属する(属しない)。
~~本件登録第〇〇号考案~~

(b) (意) ~~イ~~号図面及びその説明書に示す意匠は、登録第〇〇号意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する(属しない)。

~~(c) (意) (イ)号図面及びその説明書に示す意匠は、登録第〇〇号意匠に類似する意匠の範囲に属する(属しない)。~~

~~(dc)~~ (商) 商品〇〇に使用する ~~イ~~号商標は、登録第〇〇号商標の商標権の効力の範囲に属する(属しない)。

~~も 不成立~~

~~本件判定の請求は、成り立たない。~~

(注) ~~判定の費用負担に関しては別段の規定がないけれども、請求人の費用は請求人が負担し、被請求人の費用は被請求人が負担するということになる。いわゆる敗訴者負担という原則は採られていない(織田季明「新特許法詳解」第398頁)。しかし、積極的に費用の負担を表示する理由もないので結論には費用の負担を表示しない。~~ 判定に関する費用の負担については、何も規定がないが、各当事者が支出した費用は、その当事者の負担とし、判定の結論には、費用の負担については判断を示さない。(47-015.)

(改訂~~中~~H21.4)

46 00

確 定

1. 審決等の確定

審決及び決定は、それに対して不服のある者により法の規定する期間内（特§178、実§47、意§59、商§63）に訴えが提起されず、又は提起されても最終的にその審決等が支持されて、通常の不不服申立ての方法で取り消すことができない状態になったとき確定する。

また、特許（登録）すべきものとする審決、訂正審判で訂正が認められた場合の審決(注1)は、不服を申し立てる法律上の利益を有する者が存在しないことから、審決の謄本の送達があったときに確定する。

(注1) 「訂正する審決に対しては不服申立ての方法がないから、該審決は審判請求人にその謄本が送達されたときに確定するとするのが相当である。」

~~参考判決例~~

(東高判昭42(行ケ)83号(昭44.9.26))

2. 審決等の一部確定

~~なお、各種審判等(00-01)に係る審決等のうち、特許(登録)無効審判(特§123、実§37)、登録異議の申立て(商§43の2)、商標登録の無効の審判(商§46)、及び書換登録の無効の審判(商附則§14)の審決等は、以下~~a~~に示すとおり、その一部が確定すること~~が~~も~~あ~~得る。~~

a ~~各種審判等における審決等の一部確定~~

~~(a) 特許(登録)無効審判(特§123、実§37)~~

2以上の請求項に係る特許(登録)については、請求項ごとに特許(登録)無効審判を請求することができ、2以上の請求項について特許(登録)無効審判が請求された場合においては、原則、個々の請求項ごとの審判が

同時に進行しているものと解される。そして、無効審判請求に対する審決（請求成立・不成立）は、各請求項についての判断ごとに可分な行政処分であり、その審決取消訴訟において、審決の一部のみが支持された場合や、請求項の一部について審決取消訴訟が提起されなかった場合は、審決のうち、当該請求項に係る部分は、別個に確定する（以下「部分確定」という。）（注2）。

~~なお、訂正請求がある特許（登録）無効審判の場合、審決の（部分）確定に伴って訂正認容の結論が確定する場合がある（2.）~~

（注2）「審決は、各請求項についての判断ごとに可分な行政処分として、それぞれが取消訴訟の対象となるものであり、それぞれ別個に確定するというべきである。・・・審決は行政処分であり、その取消しを求める訴えは、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができるのであり、・・・特許法178条3項に規定する期間内に上記の者から取消訴訟が提起されなかったときには、当該部分は確定すると解することとなる。」（知財高決平19（行ケ）10081号（平19.6.20））

~~b(イ)~~ 登録異議の申立て（商§43の2）、商標登録の無効の審判（商§46）及び書換登録の無効の審判（商附則§14）

二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに、登録異議の申立て又は商標登録の無効の審判請求をすることが可能であり、その審決又は決定は、特許（登録）無効審判と同様に、指定商品又は指定役務ごとに部分確定するものとして取り扱う。

32. 特許（登録）無効審判の審決の確定と訂正認容の確定

- a ~~審決のうち、訂正を認めた部分と訂正認容の判断は、請求項ごとの審判請求の成立・不成立に係る部分~~審決における請求項ごとの審判請求成立・不成立とは、一体不可分的に請求項に対応する訂正事項ごとに各々確定する（注3）。
- b ~~審決のうち、無効審判の請求がされた請求項についての有効・無効の判~~

~~断に対して、審決取消の訴えの提起がなかった請求項との関係でに関連する訂正を認めた部分容の結論は、訴え提起が可能な期間を経過した時点で、審決のうち、その請求項に対する審判請求の成立・不成立に係る部分有効・無効の判断の確定とともに確定する（注2）（注3）。~~

c ~~審決のうち、特許無効審判の請求がなされていない請求項についてする訂正を認めた部分は~~がなされ、これが認容された場合、当事者双方はその拒否判断について争う余地がないことから、審決の送達とともにその判断が確定する（注4）

d ~~審決のうち、請求項等を削除する訂正を認めた部分は、審決の送達とともに確定する（注5）。~~

（注3）「本件審決は、本件訂正が認められることを前提として、本件特許の請求項4に係る発明についての無効審判請求を不成立としたものであるから、本件審決中『訂正を認める。』との部分と、『特許第3749833号の請求項4に係る発明についての審判請求は、成り立たない。』との部分は、一体不可分の関係にあるというべきである。」（知財高決平19（行ケ）10081号、平19.6.20）

（注4）「特許無効審判の手續において、無効審判請求の対象とされていない請求項について訂正請求がされ（特許法序134条の2第5項後段参照）、当該訂正請求につき『訂正を認める』との審決がされた場合は、審決のうち、当該請求項について『訂正を認める』とした部分は、無効審判請求の双方当事者の提起する取消訴訟の対象となるものではないから、審決の送達により効力を生じ、当該請求項は、審決送達時に、当該訂正された内容のものとして確定すると解するのが相当である。」（知財高判平18（行ケ）10455号、平20.2.12）

（注5）「特許庁は、平成18年10月16日、『訂正を認める。特許第2842215号の請求項1乃至5に係る発明についての特許を無効とする。』との審決（甲72。以下「第2次審決」という。）をした。本件第3訂正は、登録時の請求項4ないし6の削除を伴うものであるところ、第2次審決中、同請求項の削除に係る訂正を認めた部分については、原告・被告と

も取消訴訟を提起する原告適格を有しないというべきであるから，同審決の送達により，本件第3訂正のうち，登録時の請求項4ないし6を削除した部分は，形式的に確定した」(知財高判平19(行ケ)10380号、平20.11.27)

(改訂~~H21.4~~中)

47 01

審判の費用の負担

1. 特許（登録）無効審判、商標登録の取消しの審判、に関する費用の負担は、合議体が審判をもって（結論中に記載して）職権で定める。ただし、審判が審決によらないで終了するとき（審判請求の取下げ、特§133 の却下など）は、審判による決定をもって定める（特§169、実§41、意§52、商§56、68）こととなっているが、このような場合は、請求人側の負担になるのであるから、実務上は決定を行わない。

負担の原則は、特§169（実§41、意§52、商§56、68）によって準用される民訴§61により敗者負担と定められているが、民訴§62、63の例外（2）が認められている。

2. 審判の費用の負担の例外

(1) 勝者となった当事者の不必要な行為によって生じた費用の全部又は一部を、勝者となった当事者に負担させることができ、敗者となった当事者の行為によって生じた費用であっても、その行為が、敗者側の権利の伸長又は防禦に必要なものであるときは、それを勝者となった当事者に負担させることができる（民訴§62）。

a 証人尋問の結果、証人が立証を必要とした事項と全く無関係の者であることが判明した場合などには、その証人尋問に要した費用を、前記不必要な行為によって生じた費用と認めて、証人尋問を申請した当事者が勝者となった場合であっても、その者に、その費用を負担させることができる。

b 公知の発明と同一であることを理由とする特許無効審判の請求後に、その特許発明の特許請求の範囲明細書が、訂正審判により訂正された結果、前記無効理由が消滅した場合は、民訴§62後段を適用して、勝者である被請求人に、その費用を負担させても良いと考えられる。

c 訂正請求により特許に係る請求項のうち無効審判の対象となっている請

求項がすべて削除された場合には、無効審判の対象が存在しなくなり、当該無効審判が却下されるので、勝者である権利者側にその費用を請求させても良いと考えられる。

- (2) 勝者となった当事者の責に帰すべき事由によって、審理を遅延させ、それにより余分の費用を要した場合は、その費用を勝者となった当事者に負担させることができる（民訴§63）。

3. 特殊な場合の審判の費用の負担

(1) 一部無効

全部無効の請求に対して、一部無効の審決をする場合には、審判の費用を両当事者に分担させ、その分担割合を審決で定めることができ、費用の全部を当事者の一方に負担させることもできる（民訴§64）。（文例 45 04）

(2) 共同審判

a この場合は、敗者となった共同当事者に、平等の割合をもって負担させるのが原則であるが、それを連帯して負担させても良く、他の方法で負担させても良い（民訴§65）。

b 審判の請求が、甲、乙によって共同してされた場合において、甲が請求人適格を有しないものであり、乙のみによる請求を理由があるものとするときには、甲と被請求人との間に生じた費用は、甲の負担とし、その他の費用は、敗者となった被請求人の負担とする。

c 共同審判においても権利の伸長防禦に必要でなかった行為によって生じた費用は、その行為をした者に負担させることができる（民訴§65）。

(3) 参加

参加申請に対して、当事者から反対意見があった場合には、その参加申請人と反対意見を述べた者との間において、それによって生じた費用を敗者負担の原則で負担させる（民訴§66前段）。

参加によって生じた費用の負担は、共同審判の場合と同様であり（民訴§66後段）、審決をもって定めるが、参加申請の反対意見により生じた費用の負担は、参加許否の決定に際し、その結論中に記載して定める。

(4) 利害関係

審判請求の利害関係について当事者間に争いがある、そのための証拠調べなどに費用を要した場合には、その費用の負担は、利害関係について争った当事者のみの間において、本案審理における勝敗とは別に、その争いの勝敗により定めることができる。

(5) 代理人

代理権を証明することができない審判の請求についての費用は、その代理人の負担とする（民訴 § 69 、 § 70 ）

（判例）甲、乙、2名の共同訴訟において、甲についての代理権は証することができたが、乙についての代理権を証することができないため、その代理人が乙の負担分を負担させられた例がある（昭32（行ナ）12号、昭和33.6.17）。

4. 拒絶査定不服審判、意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判、訂正審判に関する費用は、請求人の負担であり、商標登録異議の申立てに関する費用は、異議の決定の結論のいかんにかかわらず、申立人の負担と定められている（特 § 169 、 意 § 52、 商 § 56 、 68 ）。

また、それらの請求、申立てが共同でなされた場合は、各請求人、申立人が平等の割合で負担する（特 § 169 、 実 § 41、 意 § 52、 商 § 56 、 68 ）。

5. 判定に関する費用の負担については、何も規定がないが、各当事者が支出した費用は、その当事者の負担とし、判定の結論には、費用の負担については判断を示さない。

（改訂 ~~中~~ ~~H19.12~~）

47 - 02

審判の費用の額の決定

1. (1) 審判に関する費用の額は、請求により特許庁長官が決定する（特§169、実§41、意§52、商§56、68）。
その額の決定をする前に、相手方に対し、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面並びに請求人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載した書面を一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない。ただし、相手方のみが審判に関する費用を負担する場合であって、記録上、費用負担額が明らかなきときは、催告をするには及ばない。（特施則§50の8）
 - (2) 請求は、当該審決又は参加許否の決定の確定後であって、その審判記録が保存されている期間内にしなければならない。
 - (3) 審判の費用の額の決定を請求する者は、別紙様式第1による審判費用額決定請求書に別紙様式第2による費用計算書及び費用の額の疎明に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。（特施則§50の7、民訴則§24）
 - (4) 請求があったときは、審判書記官がその処理を行う。
2. 請求書の方式審査
請求があったときは、その事件の記録を工業所有権情報・研修館から借り受け、請求書の必要的記載事項につき、記録との照合を行い、欠陥の有無を審査して、欠陥があるときは次の区分に従い却下理由通知又は補正命令の手続をする。
 - (1) 費用の負担につき、審決の結論と請求書における申立てとの照合不一致のものは、審決の結論と一致させるよう補正を命ずる。
 - (2) 請求人及び相手方の住所、氏名並びに申立人の印
欠陥あるものについては、補正を命ずる。
 - (3) 代理人があるときは、その委任状

委任状(ただし、当該事件について授權があるものを除く。)のないものは、補正を命ずる。

- (4) 費用計算書につき、相手方の数に相当する部数の副本の提出の有無部数不足のときは、補正を命ずる。
- (5) 費用計算書の請求項目が費用の範囲(47-03)を越え、又は請求価額が所定の額を越えるときは、補正を命ずる。

(6) 事件の確定の有無

事件が係属中のときは、却下理由を通知し手続却下する。

3. 催告書の作成、送達

- (1) 請求書の方式が完備したときは、別紙様式第 3 による催告書を作成し、審判部長までの決裁を得た上、請求書計算書及び費用額を 疎明証明する書面の各副本を添えて相手方に送達し、事情を考慮して適宜期間を指定して意見書提出の機会を与える。ただし、相手方のみが審判に関する費用を負担する場合において、記録上請求人の審判に関する費用についての負担の額が明らかなきとき(例えば、商標登録取消審判における手数料のみの請求など)は、この限りでない(特§169、実§41、意§52、商§56、68、民訴則§25)。
- ~~(2) 請求人が提出した費用計算書の請求項目が費用の範囲(47-03)を越え、又は請求価額が所定の額を越えるときは、審判書記官で計算した費用計算書を申立人に示して訂正させたのち、相手方に催告の手続をする。~~
- ~~(3) 催告に対し相手方が意見を提出したときは、その副本を請求人に送達したのち、請求人の費用計算書及び相手方の意見書を基礎として審判の費用を計算し、相手方が意見書を提出しないときは、請求人の費用計算書のみを基礎として計算し、決定する(特§169、実§41、意§52、商§56、68、民訴則§25、特施則§50の8)。~~

4. 審判の費用の額の決定

- (1) 費用の額が決定したときは、別紙様式第 4 による審判の費用の額の決定書を作成し、長官までの決裁を得たのち、その謄本は割印して認証の上、当事者に送達する。
- ~~(2) 審判の費用の額の決定原本は審判記録に連続し、番号を記入したのち、審判記録を独立行政法人工業所有権情報・研修館に返却する。~~

~~費用計算書~~

費用計算書				
無効200X-800001				
1.	金	円也	平成 年 月 日	審判請求
				書正副1
				枚作成料
1.	金	円也	平成 年 月 日	審判請求
				書貼付印
				紙代

審判費用額決定請求書

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

1. 審判の番号

無効 2 0 8 9 0 0

2. 請求人 (審判請求人)

住所

名称

3. 代理人

住所

氏名

4. 被請求人 (審判被請求人)

住所

名称

5. 請求の趣旨

上記審判事件について、 年 月 日付け審決があったので、審判費用計 のとおりの費用額の決定を求める。

6. 添付書類の目録

(1) 審判費用計算書	通
(2) 費用額を疎明する書面	通
(3) 審決書謄本の写し	通
(4) 審判費用額決定請求書副本	通
(5) 委任状	通

様式第2

審判費用計算書

事件の表示

無効20 8900

請求額 56,500円

(内訳)

1. 審判請求書貼付印紙代(審判手数料) 55,000円
2. 審判請求書その他の書類の作成及び提出費用
(基本額 + 加算額 + 加算額) × 1,500円

~~様式第1~~~~催告書~~~~平成 年 月 日~~~~相手方（審判 人） 殿~~~~特許庁長官~~~~無効 200X-800001~~~~請求人（審判 人）~~~~住 所~~~~氏 名~~~~代理人~~~~氏 名~~~~相手方（審判 人）~~~~住 所~~~~氏 名~~

~~上記事件に関し、審判 人から審判の費用の額の決定を求める
 申立があり、別紙計算書を提出したので、この催告書発送の日から日以
 内に意見書を提出されたい。~~

~~なお、期間内に意見書を提出されないときは、請求人（審判 人）
 が提出した資料のみを基礎として決定をすることがあるので、あらかじめ承
 知されたい。~~

催 告 書

平成 年 月 日

相手方（審判（被）請求人）

殿

特 許 庁 長 官

無効 20 -8000

請求人（審判（被）請求人）

住 所

氏 名

請求人代理人弁理士

住 所

氏 名

相手方（審判（被）請求人）

住 所

氏 名

上記事件に関し、審判（被）請求人から審判の費用の額の決定を求める申立があり、別紙計算書を提出されましたので、この催告書発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

なお、期間内に意見書を提出されないときは、請求人（審判（被）請求人）が提出した資料のみを基礎として決定をすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

以 上

この催告に関するお問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。

特許庁審判部審判課特許侵害業務室 YY YY

電話 03(3581)1101 内線 5801 ファクシミリ 03(3580)9735

~~様式第2~~

~~無効 2001-800001~~

~~審判の費用の額の決定~~

~~請求人（審判 人）~~
~~住 所~~
~~氏 名~~

~~代理人~~
~~氏 名~~

~~相手方（審判 人）~~
~~住 所~~
~~氏 名~~

~~上記当事者間の上記事件について、平成 年 月 日当庁~~
~~でした審決により 人の負担しなければならない審判の費用の~~
~~額は、別紙計算書のとおり~~
~~金 円也~~
~~と決定する。 年 月 日~~

~~特 許 庁 長 官 氏 名 印~~

無効 20 -8000

審判の費用の額の決定

請求人（審判（被）請求人）

住所
氏名
請求人代理人弁理士
住所
氏名

相手方（審判（被）請求人）

住所
氏名

請求人から、審判の費用の額の決定の請求があったので、請求を相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

平成 年 月 日の審決によって相手方が負担すべき審判の費用の額は、別紙計算書のとおり、 円と決定する。

（行政不服審査法第 5 7 条に基づく教示）

この処分について不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができます。

（行政事件訴訟法第 4 6 条に基づく教示）

この処分に対する訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）提起することができます。

この処分に対する訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定を経て後でなければ提起することはできません。ただし、一 異議申立てがあった日から 3 箇月を経過しても決定がないとき、二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、三 その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで、この処分に対する訴えを提起することができます。

平成 年 特許 号
月 日

特 許 庁 長 官 氏 名 印

この決定に関するお問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。
特許庁審判部審判課特許侵害業務室 YY YY
電話 03(3581)1101 内線 5801 ファクシミリ 03(3580)9735

(改訂中 ~~H19-12~~)

47 03

審判の費用の範囲と計算

1. 審判費用の範囲

審判に関する費用の範囲は、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（以下、「民訴費法」）中、これに関する規定（第二章第一節及び第三節に定める部分を除く。）の例による（特§169、実§41、意§52、商§56、68）。

審判の費用として計算される項目は以下のとおりである。

- (1) 審判請求書その他の書類の作成及び提出の費用
- (2) 翻訳料
- (3) 審判手数料
- (4) 特§13（実§2の5、意§68、商§77）により弁理士に代理を命じたときの報酬
- (5) 期日に出頭した当事者及び代理人の日当、旅費、宿泊費
- (6) 証人、鑑定人、通訳人、及び民訴§218に定める鑑定書の説明者の日当、旅費、宿泊費
- (7) 鑑定料、通訳料
- (8) 実地検証のための審判官及び審判書記官の旅費、宿泊費
- (9) 証拠保全に要した費用
- (10) その他

なお、(6)、(7)、(8)、(9)、については、その概算額を証拠調申出人に予納させる（特§169、実§41、意§52、商§56、§68、民訴費法§12）。

2. 審判費用の計算

審判の費用は、審判費用の額の決定の請求があった事件の審判記録、請求人

の費用計算書及び相手方の意見書を照合、調整し、費用の範囲内の項目（4703の1）につき ~~民訴費法民事訴訟費用等に関する法律~~、及び ~~民事訴訟費用等に関する規則（以下、「民訴費則」）同規則~~に定める基準に従い、次の手続によって計算する。その価額は、費用支出当時の価額による。

- (1) 審判記録に基づき、請求人が支出した個々の費用の項目及びその額を調査、計算する。
- (2) 請求人が提出した費用計算書の費用の項目及びその額を(1)の計算と照合して、~~項目違い、計算違いがあるときは、補正を命ずる~~ 所要の訂正を行う。
- ~~(3) 請求人が提出した費用計算書における費用項目又はその額のうち、審判記録では明らかでないものがあるときは、請求人が費用計算書に添え、又は補正命令に応じて提出した疎明書によって調査、計算し、所要の訂正を行う。~~
- ~~(3)~~ (4) 相手方に催告書を発して、意見書が提出された場合は、またその意見書を請求人の費用計算書と照合し、理由ありと認められる事項については、相手方の意見書に基づいて請求人の費用計算を訂正する。
- ~~(5)~~ (4) 以上の手続により、請求人の費用計算書の各項目及び額が適正なものとなったときは、その総計額を求めて、費用額を決定する。ただし、この総計額は、請求人の請求額を超える額であってはならない。

注1)

官庁等から書類の交付を受けるために要する費用については、民訴費法第2条第7号に規定されているところ、書証として利用するため官庁等から書類（例えば、所有権を立証するための登記簿謄本や相続を立証するための戸籍謄本等など）の交付を受ける場合の手数料は本号の適用を受けず、訴訟費用には含まれないと解されている。

そのため、特許原簿謄本は、通常は書証として利用するために官庁から交付を受けたものであり、その交付の手数料については、本号の適用を受けず、審判費用には含まれない。

（参考：「民事実務講義案（三訂版）137頁（第3章訴訟費用 第5訴訟費用額確定手続 4(3)ウ(1)d）」）

注2)

~~民事訴訟費用等に関する法律~~ 民訴費法 及び ~~規則~~ 民訴費則 の改正（平成16年1月1日施行）に伴い、本法律を準用する特許法第169条第6項（審判における費用の負担）の規定を以下のように運用する。

(1) 平成16年1月1日以降に発生する当事者等の旅費等について

民訴費法第2条第4号の改正により、民事訴訟における当事者等の旅費、日当、宿泊料が定額化された（当事者等の旅費を「住所地の簡易裁判所と出頭地の簡易裁判所の直線距離を基準として規則に定める額（1km単位で算出した額）により算出」されることとなった）。

上記民訴費法の改正の趣旨に照らして、審判費用における当事者等の旅費等についても定額化の規定を採用する。最短距離については、民訴費法第2条第4号の規定に準じて算出することとし、出頭地が特許庁の場合は東京簡易裁判所、巡回審判の場合は巡回審判の地の管轄の簡易裁判所を基準とする。

(2) 代理人の旅費等について

上記(1)と同様。

(3) 平成16年1月1日以降に請求された審判に係る審判請求書その他の書類の作成及び提出の費用について

民訴費法第2条第6号の改正により、訴訟費用確定手続において、民事訴訟における書記料とその提出費用は、統合されて「書類の作成及び提出の費用」とされ、その費用額は民訴費則で定められた 以下の計算方法により算出されることとなった。

「{基本額__ + (訴訟、準備書面等の通数に基づく加算__)} + (書証の写しの通数に基づく加算__)} × 送付すべき相手方の数を5で除して得た数__」
~~により算出されることとなった。~~ (別表参照) __

この民訴費規則によると、最終的には「相手方数」を加味した額の算出が行われることとなるから、対象となる書面は基本的に相手方に送付される書

面であると考えられる。してみると、特許庁における審判請求書その他の書類の作成及び提出の費用の額の算出にあたっては、基本的に相手方に送達、送付されるものを対象とすべきである。

したがって、当該民訴費則における訴状、準備書面等に対応するものとしては、審判請求書、答弁書など相手方に送達、送付される書面が挙げられ、同様に、当該民訴費則における書証に対応するものとしては、前述の審判請求書、答弁書など相手方に送達、送付される書面に添付された甲第1号証などの書証（参考資料であっても、相手方に送達される書証はすべて含む）が挙げられる。

また、相手方数の計算に際しては、特施規第50条の4において審理用副本 1通の提出を求めていることから、送付すべき相手方の数に+1（特許庁分）をするのが妥当である。

別 表

<u>基本額</u>		1,500円
<u>請求書等</u>	書面の通数が5を超えるときは、その超える通数15までごと	1,000円
<u>書証の写し</u>	書面の通数が15を超えるときは、その超える通数50まで <u>ごと</u>	1,000円
<u>相手方の数</u>	送付す <u>べき</u> る 相手方の数を5で除して得た <u>数額</u> （1未満の端数を生じたときは、1に切り上げ）	

(具体例)

例えば、請求書等を4通、書証の写しを20通提出し、請求書等を送付すべき相手方の数が2であった場合には、次のとおり、書類の作成及び提出の費用を算出することになる。

$$\frac{(1,500円 + 0円 + 1,000円) \times 1^{*(2+1)/5=0.6 \text{ 切り上げて}1}}{1} = 2,500円$$

基本額	通数加算	通数加算	相手方数
-----	------	------	------

(改訂中~~H17:7~~)